

大分県報

令和六年
第五七二号
十二月二十七日

（金曜日）

目次

告示

道路区域の変更……………
道路の供用開始（二件）……………

告示

大分県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年十二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道四浦港津井浦線	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜 一六番一地先から 佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜 一七七番五九地先まで	前	メートル 一三・八 五・一	メートル 二六四・二
		後	五二・二 二二・二	二六四・二

令和六年十二月二十七日

大分県報（告示）

一

大分県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年十二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道梶寄浦佐伯線	佐伯市鶴見大字吹浦字鯛網代一八七四番一から 佐伯市鶴見大字吹浦字竹ノ内一八四一番一まで	令六・一二・二七

大分県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年十二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道四浦港津井浦線	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一六三番五 地内	令六・一二・二七